

## 岡崎市ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱

### (目的等)

- 第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う場合に、予算の範囲内において岡崎市ブロック塀等撤去事業費補助金(以下「本補助金」という。)を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。
- 2 前項に規定する本補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱及び岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路及び別に定める通学路、その他これらと同等とみなし市長が認めたものをいう。
  - (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石材等を用いた組積造の塀で、接面する道路からの高さが1mを超えかつ擁壁上のものは擁壁の天端からの高さが60cmを超えるもの、その他これらと同等とみなし市長が認めたものをいう。
  - (3) 一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。
  - (4) 撤去 解体、運搬及び処分することをいう。
  - (5) 避難路 岡崎市内における住宅や事業所等から岡崎市地域防災計画附属資料Vに記載された避難所又は避難場所へ至る経路をいう。

### (補助の対象者)

- 第3条 本補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてを満たす者とする。
- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者。
    - ア ブロック塀等の所有者。
    - イ 家屋に付属するブロック塀等の場合、当該家屋に居住する者で所有者の同意を得られた者。
    - ウ アと同等の権利を有する者。
  - (2) 市税を滞納していない者。
  - (3) 岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下この条において「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者。
  - (4) 第5条に規定する補助事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付されていない者。

### (補助の対象となるブロック塀等)

第4条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、岡崎市内に所在する道路に接面しているもので、転倒のおそれがありかつ次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないもの。
- (2) ブロック塀等が所在する一団の土地において、過去に本補助金の交付を受けていないもの。
- (3) ブロック塀等が、道路改良その他の公共事業の補償対象ではないもの。
- (4) 第5条に規定する補助事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付されていないもの

（補助の対象事業）

第5条 本補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う補助対象ブロック塀等の一定基準以上の撤去とする。

- 2 前項に規定する一定基準以上の撤去は、次の各号のすべてを満たすものとする。
  - (1) 道路に接面する部分の長さの合計が3m以上のブロック塀等を撤去するものとする。
  - (2) ブロック塀等が所在する一団の土地において、道路に接面するブロック塀等を全て撤去するものとする。ただし、建築基準法第42条第2項に規定する道路以外に接面するブロック塀等については、接面する道路からの高さ2段以下かつ40cm以下のひび等の劣化がみられず、基礎部分と鉄筋で緊結されている部分を残すことができる。
  - (3) 擁壁上のブロック塀等の場合については、前号中「接面する道路」とあるのを「擁壁の天端」と読み替えるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助対象経費は、前条の補助事業において補助対象ブロック塀等の撤去に要する工事費とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の額と撤去するブロック塀等の延長に1mあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の $1/2$ （避難路に面するブロック塀等の撤去を行う場合は $2/3$ ）以内の額かつ10万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てる。

（事前相談）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による事前相談書を岡崎市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する事前相談書は、補助事業に関する契約を締結する日より前かつ補助金交付申請をする日以前14日までに提出しなければならない。

（現地調査）

第8条 市長は、前条第1項の規定する事前相談書の提出があった場合は、事前相談に係るブロック塀等が道路に接面しているもので、転倒のおそれがあるブロック塀等に該当するかを調査するものとする。

2 市長は、前項に規定する調査を行った場合は、補助金の交付を受けようとする者に調査結果を通知する。

#### (補助金交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、様式第2号による交付申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書は、補助事業に取り掛かる(以下「着手」という。)日より前かつ補助事業を実施する年度の12月28日(12月28日が土日祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。

3 申請者は、岡崎市が次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。なお、当該地区において主管課が管轄する事業により、ブロック塀等を除却することが決定している場合は、当該ブロック塀等に対し補助金の交付申請はできない。

- (1) 土地区画整理事業区域
- (2) 都市計画施設区域

4 申請者は、建築基準法第42条第2項に規定する道路に接面するブロック塀等を撤去して新たに工作物を築造しようとする場合には、岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例(平成17年条例第146号)(以下「狭あい条例」という。)による協議を行うものとする。なお、狭あい条例による補助を行うブロック塀等に対し補助金の交付申請はできない。

#### (補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第3号による補助金交付決定通知書により申請者に通知する。(通知を受けた申請者を以下「交付決定者」という。)

2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

#### (地位の承継)

第11条 交付決定者が死亡した場合又は破産等のやむを得ない事情により、第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人(以下「承継人」という。)が交付決定のあった内容で補助事業を実施する意思があるときは、様式第4号による承継届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合、承継人について第3条第1項(第1号を除く。)の規定を適用する。

2 前項に規定する承継届は、承継日から起算して30日を経過する日又は第13条第2項に規定する日の前日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 交付決定者は、第1項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡又は担保に供してはならない。

#### (補助金の変更承認申請等)

第12条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決

定額に変更を生じる場合は、様式第5号による変更承認申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更を生じない場合は、様式第7号による変更届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、完了予定日から起算して20日を経過する日までに補助事業を完了できない場合は、当該期日までに様式第8号による遅延報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 第1項に規定する変更承認申請書又は変更届は、補助事業の変更内容に着手する日の前日までに市長へ提出し、その指示を受けなければならない。

#### (補助金の変更承認)

第13条 市長は、前条第1項に規定する変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付決定額の変更を承認し、様式6号による補助金変更承認通知書により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する補助金変更承認通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

#### (補助事業の廃止及び中止)

第14条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難になり廃止及び中止をしようとする場合は、様式第9号による廃止(中止)届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する廃止(中止)届は、補助事業を廃止しようとする場合は廃止の日から起算して10日を経過する日、中止しようとする場合は第10条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日と補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して20日を経過する日までに提出しなければならない。

#### (完了実績報告)

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、様式第10号による完了実績報告書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は第10条第1項に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の2月の第1金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条に規定する完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要がある場合は現場を検査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、様式第11号による補助金確定通知書により交付決定者に通知する。

#### (補助金の請求及び交付)

第17条 前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた交付決定者(以下、「確定通

知者」という。)は、様式第12号による支払請求書に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する支払請求書は、前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた日から起算して30日以内かつ通知を受けた日の属する年度の3月末日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する支払請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付する。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、交付決定者及び確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し及び既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件及びこの要綱に違反したとき。
- (3) 第3条第1項第3号に該当していないことが判明したとき。
- (4) 第11条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する承継届が提出されなかったとき。
- (5) 第12条第3項に規定する日までに、同条第1項に規定する変更承認申請書又は変更届が提出されなかったとき。
- (6) 第14条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する廃止(中止)届が提出されなかったとき。
- (7) 第15条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (8) 補助金を補助事業以外の用途で使用したとき。
- (9) 補助金の運用及び補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (10) 決算額が、補助金の額を算定する際に基本とした額に比べて減少したとき。
- (11) ブロック塀等を撤去した後に、一団の土地内の道路に接面する場所に転倒により災害の危険をもたらすおそれのある垣、柵、塀等の類を、新たに設けた場合。
- (12) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(指導等)

第19条 市長は、申請者に対して補助事業を適切に実施させるため必要な指示をし、その報告を求めること及び調査をすることができる。

(書類の保管)

第20条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。